

カジノ管理委員会第75回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和5年4月12日 11時00分～11時30分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、北村委員、石川委員
- 並木事務局長、坂口次長、清水総務企画部長、和田監督調査部長、堀企画課長（議事担当課）、堀内監督総括課長（議事担当課）、小林依存対策課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

- (1) 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定に係る協議について
総務企画部長より、特定複合観光施設区域整備法第9条第12項に基づき国土交通大臣が行う「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の認定に係る協議について説明があり、カジノ管理委員会の所掌事務及び所管法令に照らして審議・検討した結果、当該協議に対して同意する旨回答することを決定した。

2 その他の案件

なし。

(参考)

- ・ 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）

(定義)

第2条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設と第1号から第5号までに掲げる施設から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営される第6号に掲げる施設を含む。）であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをいう。

- 一 国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設であって、政令で定める基準に適合するもの
- 二 国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設であって、政令で定める基準に適合するもの
- 三 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が

国の観光の魅力の増進に資する施設であつて、政令で定めるもの

四 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であつて、政令で定める基準に適合するもの

五 利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設であつて、政令で定める基準に適合するもの

六 前各号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設

2～19 (略)

(基本方針)

第5条 国土交通大臣は、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2～5 (略)

(区域整備計画の認定)

第9条 都道府県等は、設置運営事業等を行おうとする民間事業者と共同して、基本方針及び実施方針に即して、特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。この場合において、当該民間事業者がまだ設立されていないときは、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者と区域整備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請するものとする。

2～10 (略)

11 国土交通大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その区域整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 基本方針に適合するものであること。

二 国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて、特定複合観光施設区域の整備を推進することが適切と認められる地域であること。

三 事業基本計画が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものであること。

ロ 施設供用事業が行われる場合には、設置運営事業等が設置運営事業者と施設供

用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携により行われると認められるものであること。

ハ 設置運営事業者等が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業（施設供用事業者にあつては、施設供用事業）を行うものとされていること。

ニ 設置運営事業者が特定複合観光施設を所有するものとされていること（施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有する特定複合観光施設を設置運営事業者が使用するものとされていること。）。

ホ 設置運営事業者等がカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を講ずると認められるものであること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、設置運営事業者等が円滑かつ確実に行われると見込まれること。

四 前3号に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置が適切に実施されると認められるものであること。

五 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を図ることにより、観光及び地域経済の振興に寄与すると認められるものであること。

六 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が実施されると認められるものであること。

七 その認定をすることによって、認定区域整備計画の数が三を超えることとならないこと。

12 国土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議し、これらの同意を得るとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の意見を聴かなければならない。

13～14 （略）

以上